

## 税法年度末処理に当たっての提案

2013. 27

自由民主党

公明党

1. 道路特定財源に関する国税・地方税を除き、本年3月末に期限切れを迎える各税については、民主党提案の趣旨を踏まえ、4月末まで平成19年度税法の適用期限を延長する。(その際、閣法に係る所要の整理規定を設ける。)
2. 上記1については、衆議院財金委員会、総務委員会において、委員長提案の取り扱いとして、直ちに審議、可決の上、参議院に送付し、参議院でも年度内に処理する。
3. 上記1については、衆議院議了、参議院送付の閣法とは性格を異にするものであることを両院議長において確認していただく。
4. 参議院に送付されている政府提出の税法(国税・地方税)及び財源特例法については、国会法、議事規則に則り、議長あっせんの精神に基づき直ちに審議入りし、議決する。
5. 関税定率法等その他の日切れ法案については、年度内に成立させる。
6. 政策協議については、上記4の審議入りとともに、直ちに開始する。